

四日市市告示第 2 0 5 号

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 7 年 3 月 3 1 日

四日市市長 森 智 広

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付要綱（平成 2 8 年四日市市告示第 8 1 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（目的） 第 1 条 この要綱は、<u>担い手の育成・確保の取組と、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けた取組を推進する地域において、地域の担い手が農産物の輸出の取組や将来の輸出の取組に向けた低コスト化、品目転換及び規模拡大並びに燃油・化学肥料の高騰、労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立、更に将来の農地集積・集約化が見込まれる地域における担い手の農地引受力の向上など意欲的な取組により経営の発展に取り組む際に必要となる農業用機械・施設（以下「機械等」という。）の導入等についてその経費の一部を、予算の範囲内において支援を行い、農業の</u>	（目的） 第 1 条 この要綱は、<u>付加価値額の拡大など経営発展に関する目標を定めてこの目標の達成に取り組む担い手を支援するため、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱（平成 2 8 年 1 月 2 0 日付け 2 7 経営第 2 6 1 2 号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。）に基づき、地域の農業の担い手の育成・確保と、地域において目指すべき将来の集約化に重点を置いた農地利用の姿等を策定し、その実現に向けた取組を推進する地域において、担い手が売上高の拡大や経営コストの縮減に取り組む際に必要となる農業用機械等の導入等についてその経費の一部を、予算の範囲内において支援を行い、経営発展を促</u>

構造改革を一層加速化するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用法規)

第2条 補助金の交付は、担い手確保・経営強化支援事業実施要綱(平成28年1月20日付け27経営第2612号農林水産事務次官依命通知。以下「国の実施要綱」という。)及び四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(種別、補助対象者、補助の対象となる事業及び経費、補助率及び補助金額)

第3条 補助金を交付する事業の種別、補助金の交付を受けることができる者(以下「補助対象者」という。)、補助の対象となる事業及び経費(以下「補助の対象となる経費」という。)、補助率及び補助金額は、別表のとおりとする。

進するため、補助金の交付について必要な事項を定めることを目的とする。

(適用法規)

第2条 補助金の交付は、国の実施要綱及び四日市市補助金等交付規則(昭和57年四日市市規則第11号)の定めによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 地域計画(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号。以下「基盤強化法」という。)第19条第1項に規定する地域計画をいう。以下同じ。)のうち目標地図(基盤強化法第19条第3項の地図をいう。)に位置付けられた者であり、次のいずれかの要件に該当する者。

ア 基盤強化法第12条第1項の認定を受けた認定農業者(基盤強化法第

23条第4項に規定する特定農業法人を含む。）であること。

イ 基盤強化法第14条第1項の規定に基づき青年等就農計画の認定を受けた認定就農者であること。

ウ 基盤強化法第23条第4項に規定する特定農業団体その他委託を受けて農作業を行う組織（法人を除く。）であって次の要件を全て満たすもの。

（ア）代表者の定めがあり、定款又は規約が定められていること。

（イ）共同販売経理を行っていること。

（ウ）目標年度までに法人化することが確実であると見込まれること。

エ 四日市市農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想（基盤強化法第6条第1項に基づいて本市が定める基本構想をいう。）に示す目標所得水準を達成している農業者及び市長が認める者。

（2）適切な人・農地プラン（人・農地プランの具体的な進め方について（令和元年6月26日付け元経営第494号農林水産省経営局長通知）同通知4の（1）のイにより、その適切性が確認されたものをいう。以下同じ。）に位置付けられた中心経営体であり、前号のアからウのいずれかの要件に該当する者。ただし、国の実施要綱別記

第4条 削除

1の第1の2の(6)に該当する場合に限る。

(3) 農地中間管理機構(農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号。以下「農地中間管理事業法」という。)第4条の規定による指定を受けた法人をいう。)から賃借権等の設定等(農地中間管理事業法第18条第1項に規定する賃借権の設定等及び基盤強化法第7条の規定により農地中間管理機構が行う農地売買事業等による権利の設定等をいう。)を受けた者(設定等を受けることが確定している者を含む。)であり、第1号のアからウまでのいずれかの要件に該当する者。ただし、国の実施要綱別記1の第1の2の(5)に該当する場合に限る。

(4) 地域における継続的な農地利用を図るものとして市長が認める者。

(交付対象となる事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす事業とする。

(1) 補助対象者が自らの経営において行う次のいずれかに掲げる事業であって、当該事業に要する経費について、国の実施要綱別記1の第1の4の(1)のオに規定する機関から行われるプロジェクト融資(以下、事業を行う場合に活用する融資を「プロジェク

第 5 条 削除

ト融資」という。)を受けていること。

ただし、前条第 1 号のエ及び前条第 3 号に規定する補助対象者（以下「市長が認める者」という。）については、この限りでない。

ア 農産物の生産、加工、流通、販売
その他農業経営の開始若しくは改
善に必要な機械又は施設の改良、造
成、若しくは取得

イ 農地等の改良又は造成

(2) 個々の事業内容ごとに、国の実施要
綱別記 1 の第 1 の 4 の (1) のエの
(イ)に記載の基準を満たしているこ
と。

(補助率)

第 5 条 補助対象者に対する補助率は 2
分の 1 以内とし、交付する補助金の額
は、次のアからエまでのうち最も低い額
(市長が認める者である場合は、ア又は
ウのいずれか低い額)を限度とする。

ア 前条第 1 号の事業費に 2 分の 1 を
乗じて得た額

イ 前条第 1 号の事業費のうちプロジ
ェクト融資額

ウ 前条第 1 号の事業費からプロジェ
クト融資額及び地方公共団体等によ
る助成額（農業関係機関が実施する助
成事業等の本事業に関連する助成金
を含む。）を控除して得た額

エ 次に該当する者ごとに次に定める
額

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）及び担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書（国の実施要綱別紙様式第1号別添1）を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 申請者は、第1項の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

(ア) 第3条第1号又は第2号に該当する者 法人3,000万円、法人以外の者1,500万円

(イ) 第3条第3号に該当する者 100万円

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、四日市市担い手確保・経営強化支援事業費補助金交付申請書（第1号様式）及び担い手確保・経営強化支援計画個別経営体調書（国の実施要綱別紙様式第1号別紙1）を、市長の指定する期日までに、市長に提出しなければならない。

2 (略)

3 申請者は、第1項の規定により交付申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでな

ア 申請時において当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかでない場合。

イ 国の実施要綱第別記第 1 の 4 の (1) のイの (ア) の b の (C) を補助の対象となる経費とする場合。

(実績報告)

第 18 条 (略)

- 2 第 6 条第 3 項アにより交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 3 第 6 条第 3 項アにより交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに、仕入に係る消費税等相当額報告書（第 9 号様式）を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第 28 条 補助事業者は、事業終了年度

い。

(実績報告)

第 18 条 (略)

- 2 第 6 条第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して提出しなければならない。
- 3 第 6 条第 3 項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第 1 項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）について、速やかに、仕入に係る消費税等相当額報告書（第 9 号様式）を市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(関係書類の整備)

第 28 条 補助事業者は、事業終了年度

の翌年度から起算して５年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で第２４条に定める処分制限期間を経過しない場合においては、国の実施要綱別記１の第６の６に記載の管理関係書類を整理保存するものとする。 (１) から(４)まで (略) (５) <u>環境負荷低減のチェックシート(第１６号様式)</u> 附 則 (有効期限) ２ この要綱は、<u>令和１０年３月３１日</u>限り、その効力を失う。	の翌年度から起算して５年間、本事業の実施に係る次に掲げる関係書類等を整理保存しておくものとする。ただし、本事業により取得し、又は効用の増加した財産で第２４条に定める処分制限期間を経過しない場合においては、国の実施要綱別記１の第６の６に記載の管理関係書類を整理保存するものとする。 (１) から(４)まで (略) (５) <u>市長が認める者の判断基準に適合することを証する資料(第３条第３号に該当する者に限る。)</u> 附 則 (有効期限) ２ この要綱は、<u>令和７年３月３１日</u>限り、その効力を失う。
---	---

改正後			
別表（第３条関係）			
<u>１</u> 種別	<u>２</u> 補助対象者	<u>３</u> 補助の対象となる事業及び経費	<u>４</u> 補助率及び補助金額
① <u>国の実施要綱第３に掲げる事業のうち担い手確保・経営強化支援対策</u>	<u>国の実施要綱別記第１の４の(１)のＡに規定する要件に該当する者</u>	<u>国の実施要綱別記第１の４の(１)のイの(ア)のaに規定する事業及び経費（個々の事業内容ごとに、国の実施要綱別記第１の４の(１)のイの(イ)に記載の基準を満たして</u>	<u>国の実施要綱別記第４の１の(１)のＡ及びイの規定により算定した額</u>

		<u>いること)</u>	
<u>②国の実施要綱第3に掲げる事業のうち地域農業構造転換支援対策</u>	<u>国の実施要綱別記第1の4の(1)のアに規定する要件に該当する者</u>	<u>国の実施要綱別記第1の4の(1)のイの(ア)のbに規定する事業及び経費(個々の事業内容ごとに、国の実施要綱別記第1の4の(1)のイの(イ)に記載の基準を満たしていること)</u>	<u>国の実施要綱別記第4の1の(2)のア又はイの規定により算定した額</u>

改正前

第15号様式の次に次の1様式を加える。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（農業経営体向け）

	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	肥料の適正な保管	☐
②	肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐
③	作物特性やデータに基づく施肥設計を検討	☐
④	有機物の適正な施用による土づくりを検討	☐

	（２）適正な防除	報告時 (しました)
⑤	農薬の適正な使用・保管	☐
⑥	農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑦	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める	☐
⑧	病虫害・雑草が発生しにくい生産条件の整備を検討	☐
⑨	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討	☐

	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑩	農機、ハウス等の電気・燃料の使用状況の記録・保存に努める	☐
⑪	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないように努める	☐

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑫	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐

	（５）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑬	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑭	病虫害・雑草の発生状況を把握した上で防除の要否及びタイミングの判断に努める（再掲）	☐
⑮	多様な防除方法（防除資材、使用方法）を活用した防除を検討（再掲）	☐

	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑯	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑰	関係法令の遵守	☐
⑱	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める	☐
⑲	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時においては就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

環境負荷低減のクロスコンプライアンス チェックシート（畜産経営体向け）

	（１）適正な施肥	報告時 (しました)
①	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の適正な保管	☐
②	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 肥料の使用状況等の記録・保存に努める	☐

	（２）適正な防除	報告時 (しました)
③	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の適正な使用・保管	☐
④	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 農薬の使用状況等の記録・保存	☐
⑤	※飼料生産を行う場合（該当しない □） 病害虫・雑草が発生しにくい生産条件の整備を 検討	☐

	（３）エネルギーの節減	報告時 (しました)
⑥	畜舎内の照明、温度管理等施設・機械等の使用 や導入に際して、不必要・非効率なエネルギー 消費をしないように努める	☐

	（４）悪臭及び害虫の発生防止	報告時 (しました)
⑦	悪臭・害虫の発生防止・低減に努める	☐
⑧	※飼養頭数が一定規模以上の場合（該当しない □） 家畜排せつ物の管理基準の遵守	☐

	（５）廃棄物の発生抑制、 適正な循環的な利用及び適正な処分	報告時 (しました)
⑨	プラ等廃棄物の削減に努め、適正に処理	☐

	（６）生物多様性への悪影響の防止	報告時 (しました)
⑩	※特定事業場である場合（該当しない □） 排水処理に係る水質汚濁防止法の遵守	☐

	（７）環境関係法令の遵守等	報告時 (しました)
⑪	みどりの食料システム戦略の理解	☐
⑫	関係法令の遵守	☐
⑬	GAP・HACCPについて可能な取組から実践	☐
⑭	アニマルウェルフェアの考えに基づいた飼養 管理の考え方を認識している	☐
⑮	農業機械等の装置・車両の適切な整備と管理 の実施に努める	☐
⑯	正しい知識に基づく作業安全に努める	☐

環境負荷低減に向けた取組の趣旨

令和3年5月に策定されたみどりの食料システム戦略法においては、政策手法のグリーン化の取組として、2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中していくことを目指すとともに、補助金拡充、環境負荷低減メニューの充実、これらとセットでのクロスコンプライアンス要件の充実を図ることとされた。

また、令和5年12月の「食料安定供給・農林水産業基盤強化本部」における「『食料・農業・農村政策の新たな展開方向』に基づく具体的な施策の内容」においては、みどりの食料システム戦略による環境負荷低減に向けた取組強化として、「農林水産省の全ての補助事業等に対して、最低限行うべき環境負荷低減の取組の実践を義務化する「クロスコンプライアンス」を導入する」こととされ、令和9年度の本格実施に向けて、「令和6年度は、事業申請時のチェックシートの提出に限定して試行実施を行う」こととされた。本事業においては、事業申請時には就農していない又は経営開始して間もない場合もあることから、申請時にみどりの食料システム戦略法に基づく環境負荷低減に取り組む意思を確認した上で、就農状況報告時に取組状況を報告することとする。

「関係法令の遵守」については、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

(1) 適正な施肥

- ・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）
- ・農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）
- ・土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）等

(2) 適正な防除

- ・農薬取締法（昭和23年法律第82号）
- ・植物防疫法（昭和25年法律第151号）等

(3) エネルギーの節減

- ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等

(4) 悪臭及び害虫の発生防止

- ・家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（平成11年法律第112号）
- ・悪臭防止法（昭和46年法律第91号）等

(5) 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分

- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- ・食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- ・容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）等

(6) 生物多様性への悪影響の防止

- ・遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）
- ・水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- ・湖沼水質保全特別措置法（昭和59年法律第61号）
- ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）
- ・鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）
- ・合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）
- ・漁業法（昭和24年法律第267号）
- ・水産資源保護法（昭和26年法律第313号）
- ・持続的養殖生産確保法（平成11年法律第51号）等

(7) 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- ・環境影響評価法（平成9年法律第81号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号）
- ・土地改良法（昭和24年法律第195号）
- ・森林法（昭和26年法律第249号）等

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 2 項の改正は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)